

契 約 書

物 品 名 札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設製造物

上記の物品の売払いについて、札幌市（以下「発注者」という。）を
売主とし、（以下「受注者」とい
う。）を買主として、次のとおり売買契約を締結する。

- 1 契 約 単 価 製造物 0.5 トンあたり
金 円に消費税及び地方消費税を加えた額
- 2 物品の引取期限 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- 3 物品引渡場所 発注者の指定する場所
（札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設）
- 4 その他の事項 別添契約約款及び仕様書のとおり

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印
のうえ、各自 1 通を所持する。

令和 5 年 月 日

発注者 札幌市
代表者 市長 秋 元 克 広

受注者 住 所
商号又は名称
職・氏名

物品—第 25 号様式 物品の売払い契約約款（令和 5 年 4 月 1 日施行）

札幌市製造物売買契約約款

（総則）

第 1 条 発注者及び受注者は、契約書に記載された製造物（以下「製造物」という。）の売買契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする製造物の売買契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

5 この約款に定める承諾、請求、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（契約保証金）

第 2 条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 25 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 3 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（製造物引渡しの条件）

第 4 条 受注者は、発注者から次の場所で製造物の引渡しを受けるものとする。

施設名	札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設
場所	札幌市中央区北 12 条西 20 丁目

2 前項の引渡しにあつては、発注者及び受注者双方が立会い、引渡数量を確認した上で行うものとする。

3 前 2 項による製造物の引渡し完了したときは、受注者は仕様書に定める「資源リサイクル施設製造物管理票」（以下「管理票」という。）を発注者に提出するものとする。

4 製造物の引取りに要する費用は、受注者の負担とする。

（契約金額の支払）

第 5 条 発注者は、前条の管理票に基づき、各月ごとの売買代金（引渡数量（契約単位(t)の小数点以下第 3 位まで）×契約単価）を決定する。なお、売買代金に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の代金については、製造物の引渡しがあった翌月までに、受注者に対し指定の納入通知書により納入の通知を行うものとする。

3 受注者は、前項の規定に基づく納入通知があったときは、交付された納入通知書により契約金額を発注者の指定する方法及び支払期限内に支払わなければならない。

4 受注者の責めに帰する事由により前項の支払いが遅れたときは、その未納分について期限満了の翌日から起算して支払済みの日までの日数について、札幌市債権管理条例（平成 24 年条例第 3 号）第 8 条の規定に基づき計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

（搬出時の取扱い）

第 6 条 受注者は、次の事項に従い、発注者が指定する日時に、資源リサイクル施設の稼働に支障がないように、製造物を確実に搬出することができる人員及び車両等の体制を整え、速やかに搬出しなければならない。

(1) 製造物の積込みは、原則として受注者が行うものとし、受注者の故意又は過失による事故に係る一切の責任は受注者が負うものとする。

(2) 受注者は、製造物の搬出にあたり必要な法規上の有資格者を派遣しなければならない。

(3) その他作業上のことについて、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(4) 製造物の積込みが完了するまでにおける品質規格に関する危険負担は発注者にあるものとし、製造物に品質規格の相違若しくは欠陥があった場合には、発注者は受注者と協議の上、製造物を交換するものとする。

（契約不適合責任）

物品一第 25 号様式 物品の売払い契約約款（令和 5 年 4 月 1 日施行）

第 7 条 受注者は、この契約の締結後、第 6 条第 4 号の規定に該当する場合を除き、当該製造物に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があるところを発見しても、発注者に対し履行の追完、契約金額の増減及び損害賠償並びに契約の解除を請求することができない。

（製造物の搬出遅延の承認）

第 8 条 受注者は、製造物の搬出について、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により搬出遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を発注者に届け出て遅延の承認を求めなければならない。

（特殊事由による契約の変更又は解除）

第 9 条 発注者は、法令の規定により又は公用、公共若しくは公益事業の用に供するため、あるいは天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により契約を履行することができないときは、その履行不能の部分について契約を変更し、又は解除することができる。この場合は、受注者は異議を述べないものとし、これがために生ずる損害の賠償を求めることができない。ただし、契約を変更し又は解除した部分に対しては、発注者は、契約金額又は契約単価により算定した代金を返還するものとする。

（危険負担）

第 10 条 第 6 条の搬出の前（第 8 条の規定に基づき遅延の承認を受けた場合は、当該承認後の日における搬出の前。）に生じた物品の亡失、き損等は、すべて発注者の負担とする。

（談合行為に対する措置）

第 11 条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による製造物の引渡し後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前 2 号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前 2 項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第 12 条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 支払期限までに契約金額の全部又は一部を支払わないとき。

(2) 前号の場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 契約金額の支払いが不能であるとき。

(2) 契約金額の支払いを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約金額の一部の支払いが不能である場合又は契約金額の一部の支払いを拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

物品—第 25 号様式 物品の売払い契約約款（令和 5 年 4 月 1 日施行）

- (7) 第 3 条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第 1 項各号又は第 2 項各号（第 8 号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者に対する損害賠償）

第 14 条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還等）

第 15 条 発注者は、受注者がその債務を履行したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第 16 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第 17 条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その

物品一第 25 号様式 物品の売払い契約約款（令和 5 年 4 月 1 日施行）

他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

仕 様 書

札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設製造物（以下「製造物」という。）の売払いについて、売主である札幌市を「発注者」とし、買主を「受注者」として、次のとおり仕様を定める。

1 売払い品規格等

原材料	札幌市中央卸売市場で排出される野菜・果物くず	
製造方法	原材料を破砕、圧搾し、乾燥機（機内温度：約130℃）で乾燥（含水率10%以下）	
製造量 （引渡し予定数量）	0.2トン/日 (51.0トン/年)	※ 令和5年市場開市日（青果部）：255日 ※ 原材料の排出状況により、製造量は変動することがある。
寸法(保管形態)	フレコンバッグ（1.0m×1.0m×1.0m）	
重量	0.5トン/袋	
使用・品質	<p>(1) 製造物は、肥料として必要な含有成分が低く、肥料登録ができないものであることから、製造物のみを田畑に撒くなど、製造物の使用目的を単独の肥料として活用することはできない。ただし、配合肥料の原材料の一部とすることは可能である。</p> <p>(2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）に基づく届出（農林水産省）を行っているため、製造物を単独で飼料として使用するほか、配合飼料の原材料の一部として使用することは可能である。</p> <p>(3) 製造物の原材料である野菜・果物くずは、本市場での取り扱いにおいて日々変動するため、製造物の含有成分や粒径が安定しないものである。また、本施設には振動ふるい機等の設備がないため、プラム、桃、さくらんぼ、南瓜などの種子がその形状のまま残ることがある。（高温処理しており、発芽等は生じない。）</p> <p>(4) 製造物の含有成分を把握するため、発注者により成分分析を年4回実施する。</p> <p>※ 本製造物は、本市場において日々排出される多種多様な野菜・果物くずをリサイクルした物であることから、本製造物の使用により、予測できない事態を招く恐れがあります。</p> <p>そのため、本製造物を使用する前には、実験や試験を行うことをお勧めします。</p> <p>なお、上記の使用方法以外の方法により製造物を使用した場合、発注者はいかなる責任も負いません。</p>	

【参考写真】

● 製造物



● フレコンバッグ



● 資源リサイクル施設内保管場所内



● 資源リサイクル施設



2 売払い期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 搬出

受注者は、次の事項に従い、発注者が指定する日時に、資源リサイクル施設の稼働に支障がないように、製造物を確実に搬出することができる人員及び車両等の体制を整え、速やかに搬出すること。

(1) 積み込み作業

製造物の積み込みは、受注者が行うものとする。なお、積み込みに必要な機材（フォークリフト及びパレット）は、発注者が貸与する。受注者の故意又は過失による事故に係る一切の責任は、受注者が負うものとする。

積み込み時間は、市場開市日（別紙4市場休開市日カレンダーを参照）の午前10時から午後2時30分の間に行うことを原則とする。ただし、発注者の都合により積み込み時間を変更する場合がある。

(2) 有資格者の派遣

受注者は、搬出にあたる作業従事者（運転手等）について、必要な法規上の有資格者を派遣するとともに、作業従事者に対する労働安全衛生管理を適切に行うこと。

(3) 作業の代行

受注者は、積み込み・搬出の作業を代行させる場合、作業時に必ず立ち会うこと。

(4) その他

受注者は、搬出にあたっては、発注者と十分に打ち合わせを行うとともに、その指示に従うこと。

4 環境負荷の低減に関する事項

(1) 製造物の積み込み・搬出においては、環境負荷の低減に努めること。

(2) 電気・水道等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(3) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、次の事項に留意すること。

① 極力、低公害車等環境に負荷の少ない車両を使用すること。

② 環境に負荷の少ない運転をすること。

③ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

(5) 製造物の積み込み・搬出において使用する商品・材料等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

5 その他

- (1) 製造物の搬出及び使用を適正に実行したことを確認するため「資源リサイクル施設製造物管理票(別紙6)」を担当課に提出し、製造物の取扱いについては、信義をもって誠実に行うこと。
- (2) 本仕様書に記載のないもの、疑義等については、発注者と協議すること。

6 関係資料

- (1) 札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設の概要(別紙1)
- (2) 成分分析
 - ① 飼料分析結果(別紙2)
 - ② 肥料分析結果(別紙3)
- (3) 令和5年・令和6年休開市日カレンダー(別紙4)
- (4) 市場内図面(別紙5)
- (5) 資源リサイクル施設製造物管理票(別紙6)

7 担当課

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-1
札幌市経済観光局中央卸売市場管理課管理係(担当:岡村)
電話 011-611-3111
FAX 011-611-3138
E-mail shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設の概要について

1 資源リサイクル施設整備の経緯

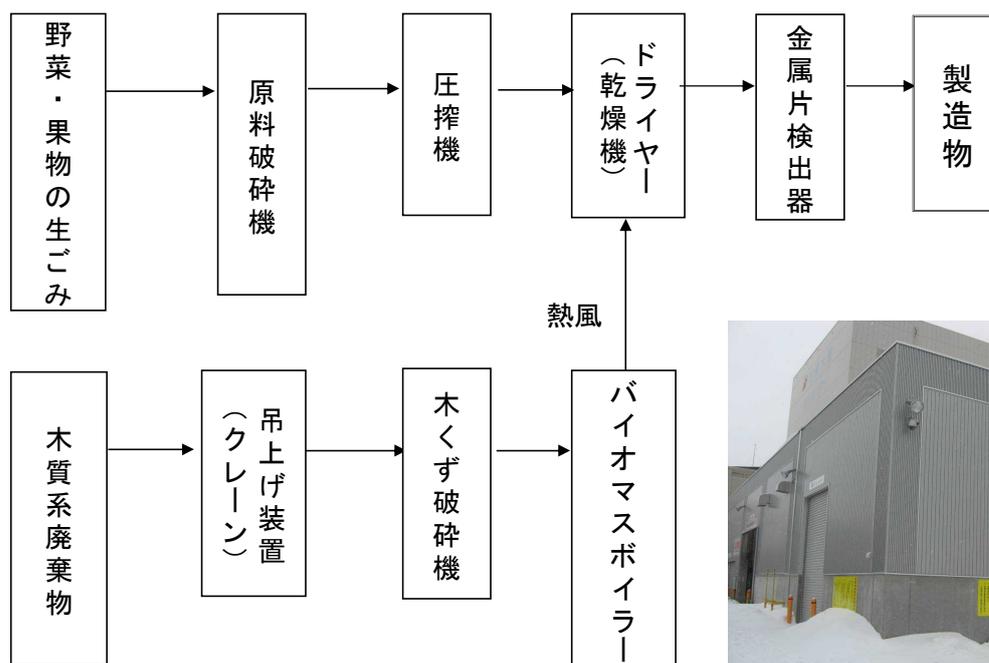
札幌市中央卸売市場は北海道を代表する中央拠点市場として生鮮食品の流通拠点となっており、野菜・果物の生ごみを大量に排出しています。

これらの生ごみを、フードリサイクル推進の観点から効率的にリサイクルすることにより、ごみの減量化を図り、より一層環境にやさしい市場としての取り組みを進めるために、資源リサイクル施設を整備しました。

2 リサイクルの方法等について

札幌市中央卸売市場内で毎日発生する野菜・果物の生ごみを、破砕、圧搾、乾燥します。また、乾燥機の燃料として、同じく市場内で毎日発生する木質パレット等の木質系廃棄物を活用することで、資源の循環を図ります。

リサイクル施設の流れ



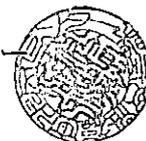
検査報告書

第 K29046-1 号

平成29年12月04日

依頼者 札幌市長 秋元 克広 殿

株式会社 福田水文センター
代表取締役 福田 浩一
TEL(011)736-2371, FAX(011)736-2393
〒001-0024 札幌市北区北24条西15丁目2-5



業務名 資源リサイクル施設製造物
成分分析業務
【飼料・一般成分】

計量証明事業所 北海道知事登録 第605号
建築物飲料水水質検査業 北海道第57水第3号

試料受付の区分
弊社採取 平成29年11月10日

検査責任者 柴田 陽介
(環境計量士 環濃2226号)



御依頼を受けました試料についての検査結果を次の通り御報告いたします。

分析結果は別紙第K29046-1号に記載した。

以下余白

飼料分析結果表

【 資源リサイクル施設製造物成分分析業務 (飼料・一般成分) 】

平成29年(2017)

一般成分	原物中	乾物中	前年平均
水分	5.5		
乾物	94.5		
CP(粗蛋白質)	12.3	13.0	
蛋白質分解			
SIP(溶解性蛋白)			
DIP(分解性蛋白)※			
UIP(非分解性蛋白)※			
BP(結合蛋白)		58.8	
NDIP(中性アミノ酸不溶性蛋白)		60.3	
NDF(中性繊維)	33.6	35.6	
ADF(酸性繊維)	30.0	31.7	
ADL(酸性繊維)	16.9	17.9	
デンプン	3.4	3.6	
NFC(非繊維性炭水化物)	48.3	51.1	
WSC(可溶性炭水化物)			
EE(粗脂肪)	1.3	1.4	
粗灰分	6.3	6.7	
ミネラル			
Ca(カルシウム)	0.14	0.15	
P(リン)	0.07	0.08	
Mg(マグネシウム)	0.06	0.06	
K(カリウム)	0.41	0.43	
当量比 K/(Ca+Mg)		0.88	

エネルギー		原物中	乾物中	前年平均
TDN	%	49.4	52.3	
NEl	Mcal/kg	0.93	0.98	
NEm	Mcal/kg	0.96	1.02	
NEg	Mcal/kg	0.44	0.47	

繊維の評価		原物中	乾物中	前年平均
OCC(細胞内容物)	%	54.6	57.7	
OCW(総繊維)	%	33.7	35.6	
Oa(高消化性繊維)	%			
Ob(低消化性繊維)	%			
ivDNDf48h(可消化NDF(48時間))	%			
物理的有効NDF割合※	%			

※オプション分析項目

発酵品質(オプション)		原物中	乾物中	目標値
pH				
アンモニア態窒素	%			
アンモニア態窒素/全窒素	%			
酪酸	%			
乳酸	%			
酢酸	%			
プロピオン酸	%			

V-スコア

※酪酸の目標値は原物中の値です。

窒素分析(オプション)		原物中	乾物中	前年平均
硝酸態窒素	%			

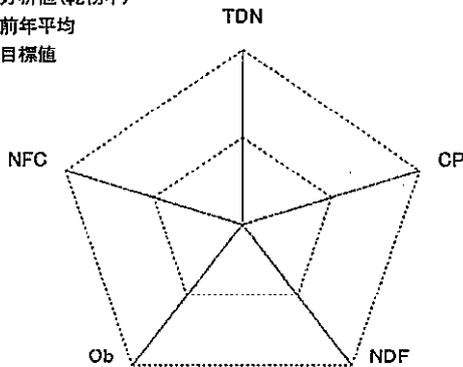
微量要素・ビタミン(オプション)		原物中	乾物中	前年平均
Na(ナトリウム)	%			
Fe(鉄)	ppm			
Mn(マンガン)	ppm			
Cu(銅)	ppm			
Zn(亜鉛)	ppm			
S(硫黄)	%			
Cl(塩素)	%			
Se(セレン)	ppm			
Co(コバルト)	ppm			

ビタミンA(β加群より換算)	IU/kg			
ビタミンA(α+βより換算)	IU/kg			
ビタミンE	IU/kg			

※オプション分析項目

〈分析値比較図〉

太線=分析値(乾物中)
内枠=前年平均
外枠=目標値



※目標値は、過去5年間の分析値の上位25%の平均値
※分析値(太線)が、目標値(外枠)に近づく方が望ましい

特記事項

※実際の飼料給与の際は関係機関に相談してください。
※エネルギーの算出にはNRC2001版推定式、牧草のみ改定式(平成28年度北海道普及推進事項)を採用しています。
※V-スコアとは、発酵品質の分析値をもとに算出したサイレージの評価点を最高100点で表したものです。

コメント

検査報告書

第 K29046-2 号

平成29年12月08日

依頼者 札幌市長 秋元 克広 殿

株式会社 福田水文センター
代表取締役 福田 浩一
TEL(011)736-2371, FAX(011)736-2393
〒001-0024 札幌市北区北24条西15丁目2-5



業務名 資源リサイクル施設製造物
成分分析業務
【飼料・有害物質】

計量証明事業所 北海道知事登録 第605号
建築物飲料水水質検査業 北海道第57水第3号

試料受付の区分
弊社採取 平成29年11月10日

検査責任者 柴田 陽介
(環境計量士 環濃2226号)



御依頼を受けました試料についての検査結果を次の通り御報告いたします。

分析結果は別紙第K29046-2(1)号に、
分析方法及び定量下限値は別紙第K29046-2(2)号に記載した。
以下余白

分析結果表

【 資源リサイクル施設製造物成分分析業務（飼料・有害物質） 】

平成29年(2017)

項目		単位	分析結果	参考
1	試料名	—	飼料	飼料の有害物質の 指導基準※
2	搬入月日	月日	11月10日	[配合飼料・乾牧草等]
3	鉛	mg/kg	2.0 未満	3.0
4	カドミウム	mg/kg	0.20 未満	1.0
5	水銀	mg/kg	0.02 未満	0.4
6	ヒ素	mg/kg	0.5 未満	2.0

※昭和63年10月14日付け63畜B第2050号畜産局長通知

分析方法及び定量下限値一覧表
 【 資源リサイクル施設製造物成分分析業務（飼料・有害物質） I 】

項 目	単 位	分 析 方 法	定 量 下 限 値	飼料の有害物質の 指導基準※
3 鉛	mg/kg	溶媒抽出法 飼料分析基準(平成20年4月1日・19消安第14729号 農林水産省消費・安全局長通知) 第4章17準用	2.0	配合飼料・乾牧草等 3.0
4 カドミウム	mg/kg	溶媒抽出法 飼料分析基準(平成20年4月1日・19消安第14729号 農林水産省消費・安全局長通知) 第4章12.1準用	0.20	配合飼料・乾牧草等 1.0
5 水銀	mg/kg	還元酸化原子吸光法 飼料分析基準(平成20年4月1日・19消安第14729号 農林水産省消費・安全局長通知) 第4章15準用	0.02	配合飼料・乾牧草等 0.4
6 ヒ素	mg/kg	水素化物発生原子吸光法 飼料分析基準(平成20年4月1日・19消安第14729号 農林水産省消費・安全局長通知) 第4章18.1準用	0.5	配合飼料・乾牧草等 2.0

※昭和63年10月14日付け63畜B第2050号畜産局長通知

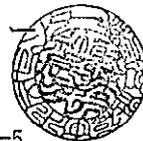
検査報告書

第 K29046-4 号

平成29年12月11日

依頼者 札幌市長 秋元 克広 殿

株式会社 福田水文センター
代表取締役 福田 浩一
TEL(011)736-2371, FAX(011)736-2393
〒001-0024 札幌市北区北24条西15丁目2-5



業務名 資源リサイクル施設製造物
成分分析業務
【肥料・一般成分】

計量証明事業所 北海道知事登録 第605号
建築物飲料水水質検査業 北海道第57水第3号

試料受付の区分
弊社採取 平成29年11月10日

検査責任者 柴田 陽介
(環境計量士 環濃2226号)



御依頼を受けました試料についての検査結果を次の通り御報告いたします。

分析結果は別紙第K29046-4(1)号に、
分析方法及び定量下限値は別紙第K29046-4(2)号に記載した。

以下余白

分析結果表

【 資源リサイクル施設製造物成分分析業務 (肥料・一般成分) 】

平成29年(2017)

項目		単位	分析結果
1	試料名	—	肥料
2	搬入月日	月日	11月10日
3	pH(at25°C)	—	4.2
4	EC (電気伝導率)	mS/cm	5.13
5	T-MgO (マグネシウム)	%	0.2
6	T-CaO (カルシウム)	%	0.7
7	T-K ₂ O (カリウム)	%	2.8
8	T-Na ₂ O (ナトリウム)	%	0.1 未満
9	T-P ₂ O ₅ (リン)	%	0.6
10	T-N (窒素)	%	1.9
11	T-C (炭素)	%	45.9
12	C/N比	—	24.1
13	水分	%	2.2

分析方法及び定量下限値一覧表
 【 資源リサイクル施設製造物成分分析業務（肥料・一般成分） 】

項 目	単 位	分 析 方 法	定 量 下 限 値
3	pH(at25°C)	— ガラス電極法 肥料等試験法(2016) 3.3.a	—
4	EC (電気伝導率)	mS/cm 電気伝導率計による測定法 肥料等試験法(2016) 3.4.a	0.01
5	T-MgO (マグネシウム)	% 原子吸光光度法 堆肥等有機物分析法(2010年版) IV-1.13	0.1
6	T-CaO (カルシウム)	% 原子吸光光度法 堆肥等有機物分析法(2010年版) IV-1.12	0.1
7	T-K ₂ O (カリウム)	% 原子吸光光度法 堆肥等有機物分析法(2010年版) IV-1.11	0.1
8	T-Na ₂ O (ナトリウム)	% 原子吸光光度法 堆肥等有機物分析法(2010年版) IV-1.14	0.1
9	T-P ₂ O ₅ (リン)	% バナドモリブデン酸比色法 堆肥等有機物分析法(2010年版) IV-1.10	0.1
10	T-N (窒素)	% ケルダール法 肥料等試験法(2016) 4.1.1.a	0.1
11	T-C (炭素)	% ニクロム酸酸化法 肥料等試験法(2016) 4.11.1.a	0.05
12	C/N比	— 計算による方法 肥料等試験法(2016) 4.11.2	—
13	水分	% 乾燥器による乾燥減量法 肥料等試験法(2016) 3.1.a	0.1

検査報告書

第 K29046-3 号

平成29年12月08日

依頼者 札幌市長 秋元 克広 殿

株式会社 福田水文センター
代表取締役 福田 浩一
TEL(011)736-2371, FAX(011)736-2393
〒001-0024 札幌市北区北24条西15丁目2-5



業務名 資源リサイクル施設製造物
成分分析業務
【肥料・有害物質】

計量証明事業所 北海道知事登録 第605号
建築物飲料水水質検査業 北海道第57水第3号

試料受付の区分
弊社採取 平成29年11月10日

検査責任者 柴田 陽介
(環境計量士 環濃2226号)



御依頼を受けました試料についての検査結果を次の通り御報告いたします。

分析結果は別紙第K29046-3(1)号に、
分析方法及び定量下限値は別紙第K29046-3(2)号に記載した。
以下余白

分析結果表

【 資源リサイクル施設製造物成分分析業務（肥料・有害物質） 】

平成29年(2017)

項目		単位	分析結果	参考
1	試料名	—	肥料	肥料中の有害成分の 規制値
2	搬入月日	月日	11月10日	(乾燥状態 mg/kg)
3	鉛	mg/kg	10 未満	100
4	カドミウム	mg/kg	0.5 未満	5
5	水銀	mg/kg	0.2 未満	2
6	ヒ素	mg/kg	5 未満	50
7	ニッケル	mg/kg	30 未満	300
8	クロム	mg/kg	50 未満	500
9	水分	%	2.2	—

※肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件

分析方法及び定量下限値一覧表

【 資源リサイクル施設製造物成分分析業務（肥料・有害物質） 】

項 目	単 位	分 析 方 法	定 量 下 限 値	肥料中の有害成分の規制値 (乾燥状態 mg/kg)
3 鉛	mg/kg	I C P 発光分光分析法 肥料等試験法(2016) 5.6. b	10	100
4 カドミウム	mg/kg	I C P 発光分光分析法 肥料等試験法(2016) 5.3. b	0.5	5
5 水銀	mg/kg	還元気化原子吸光法 肥料等試験法(2016) 5.1. a	0.2	2
6 ヒ素	mg/kg	水素化物発生原子吸光法 肥料等試験法(2016) 5.2. a	5	50
7 ニッケル	mg/kg	I C P 発光分光分析法 肥料等試験法(2016) 5.4. b	30	300
8 クロム	mg/kg	I C P 発光分光分析法 肥料等試験法(2016) 5.5. d	50	500
9 水分	%	乾燥器による乾燥減量法 肥料等試験法(2016) 3.1. a	0.1	—

令和5年(2023年)臨時休開市日【水産物部・青果部】

開市日数 水産物部：255日
青果部：255日

札幌市中央卸売市場

1月							(水産物部 20日) (青果部 20日)
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、9日：成人の日

2月							(水産物部 20日) (青果部 20日)
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28					

11日：建国記念日、23日：天皇誕生日

3月							(水産物部 22日) (青果部 22日)
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

21日：春分の日

4月							(水産物部 21日) (青果部 21日)
日	月	火	水	木	金	土	
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	29日：昭和の日						

5月							(水産物部 20日) (青果部 20日)
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				

3日：憲法記念日、4日：みどりの日、5日：こどもの日

6月							(水産物部 22日) (青果部 22日)
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30		

7月							(水産物部 22日) (青果部 22日)
日	月	火	水	木	金	土	
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31	17日：海の日					

8月							(水産物部 21日) (青果部 21日)
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

11日：山の日、13～15日：盆休み

9月							(水産物部 21日) (青果部 21日)
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

18日：敬老の日、23日：秋分の日

10月							(水産物部 22日) (青果部 22日)
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

9日：スポーツの日

11月							(水産物部 21日) (青果部 21日)
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30			

3日：文化の日、23日：勤労感謝の日

12月							(水産物部 23日) (青果部 23日)
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31	31日：条例で規定する休み						

凡例  条例上の休市日(110日)

 臨時休市日(3日)

 臨時開市日(3日)

 水産物部のみ臨時休市日(0日)

 水産物部のみ臨時開市日(0日)

 青果部のみ臨時休市日(0日)

 青果部のみ臨時開市日(0日)

条例上のカレンダー(調整前)

令和6年(2024年)臨時休開市日【水産物部・青果部】

開市日数 水産物部：256日
青果部：256日

改正業務規程(令和2年6月21日施行)に基づく休開市

札幌市中央卸売市場

1月 (水産物部 19日) (青果部 19日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、 8日：成人の日						

2月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		
11日：建国記念日、12日：振替休日、23日：天皇誕生日						

3月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	20日：春分の日					

4月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
29日：昭和の日						

5月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
3日：憲法記念日、4日：みどりの日、5日：こどもの日、6日：振替休日						

6月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
15日：海の日						

8月 (水産物部 23日) (青果部 23日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
12日：山の日						

9月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
16日：敬老の日、22日：秋分の日、 23日：振替休日						

10月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
14日：スポーツの日						

11月 (水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
3日：文化の日、4日：振替休日、 23日：勤労感謝の日						

12月 (水産物部 21日) (青果部 21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
31日：条例で規定する休み						

凡例  条例上の休市日(110日)

 臨時休市日(0日)

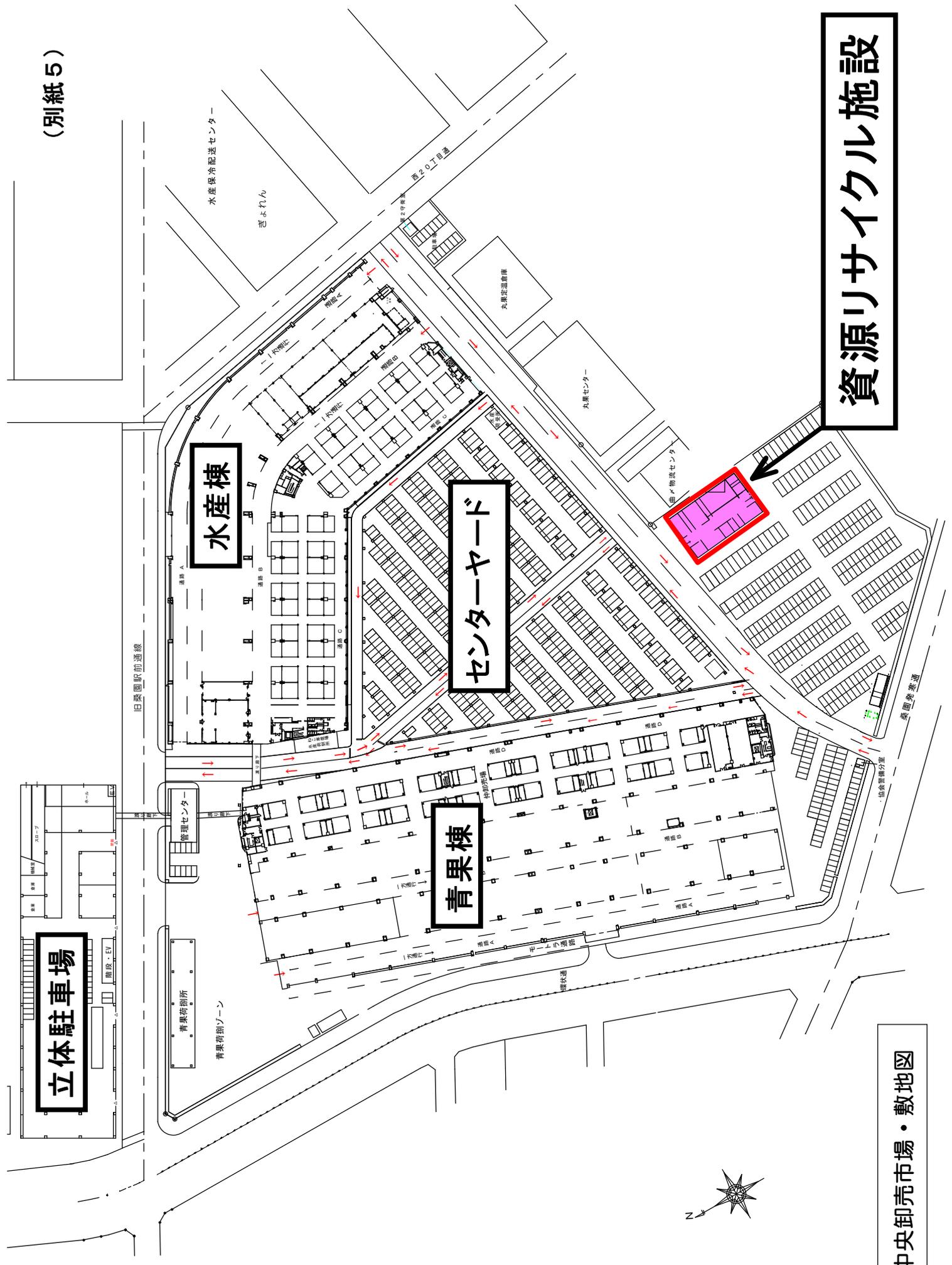
 臨時開市日(0日)

 水産物部のみ臨時休市日(0日)

 水産物部のみ臨時開市日(0日)

 青果部のみ臨時休市日(0日)

 青果部のみ臨時開市日(0日)



資源リサイクル施設

札幌市中央卸売市場・敷地図

資源リサイクル施設製造物管理票

(別紙6)

交付年月日	令和 年 月 日		
交付担当者	氏名		
製造(販売)事業者	氏名又は名称	札幌市中央卸売市場	
	住所	〒060-0012	
		札幌市中央区北12条西20丁目	
	電話番号	011-611-3111	
製造場所	氏名又は名称	札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設	
	住所	同上	
	電話番号	同上	
製造物運搬者	氏名又は名称		
	住所	〒	
	電話番号		
	担当者	印	
終了年月日	令和 年 月 日		
製造物引取者	氏名又は名称		
	住所	〒	
	電話番号		
	担当者	印	
終了年月日	令和 年 月 日		
製造物を最終的に使用した者	①	氏名又は名称	
		目的	
		使用量	
	②	氏名又は名称	
		目的	
		使用量	
③	氏名又は名称		
	目的		
	使用量		
備考			

※ 内容を記載後、製造(販売)事業者に提出すること